

平成27年度第1回新富町総合教育会議

日時 平成27年5月27日(水)

午後3時30分

場所 役場3階A会議室

1 開会

2 町長あいさつ

3 教育委員長あいさつ

4 議事

(1) 新富町総合教育会議設置要綱について

(2) 新富町総合教育会議傍聴人規則について

(3) 平成27年度新富町教育基本方針及び教育施策について

(4) その他

新富町総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、町長と教育委員会が本町教育の課題及び目指すべき姿を共有し、連携して本町の教育行政を推進していくため、新富町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議)

第2条 会議は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議及び次の各号に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する町長と教育委員会の事務の調整を行うものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備、その他当町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議の招集)

第4条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の公開)

第7条 町長は、会議の終了後、その議事録を作成し、公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定を適用した内容については、公表しないものとする。

(結果の尊重)

第8条 会議において事務の調整が行われた事項については、構成員はその調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局をまちおこし政策課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

新富町総合教育会議傍聴人規則

(傍聴の手続)

第1条 新富町総合教育会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の数の制限)

第2条 町長は、会議の秩序のため必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の行為の制限)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に町長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、非公開とする協議題になったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規則に違反するときは、町長はこれを制止し、その命令に従わない時は、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

1 教育基本方針

本町の教育は、あらゆる教育の場を通して、教育基本法の理念を踏まえ、人間尊重の精神並びに町民憲章を基調として

- ◇たくましい体
- ◇豊かな心
- ◇すぐれた知性

を備え、郷土に対する誇りをもち、国際感覚にあふれ、社会の変化に主体的に対応できる心身ともに調和のとれた人間の育成を目指します。

このため、学校教育・家庭教育・社会教育の充実振興を図るとともに、生涯にわたって学習が進められるよう、その連携を密にして生涯学習の推進に努めます。

2 人権教育基本方針

本町の人権教育は、宮崎県人権教育基本方針等を踏まえ、すべての学校及び地域社会において人権教育を推進し、町民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

- ◇ 学校教育においては、学校の教育目標の達成を目指しながら、一人一人の子どもの人権を尊重した学校運営や人権教育に関する指導方法の工夫改善に努め、子どもたちが望ましい人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりや、人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度及び実践力の育成に努めます。
- ◇ 社会教育においては、公民館等の社会教育事業を中心に、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習の機会の充実を図るとともに、学校教育との連携を強化し、社会性や豊かな人間性を育むための多様な体験活動の充実を図りながら、人権意識・人権感覚の高揚に努めます。
- ◇ 家庭教育においては、保護者に対する学習の機会の充実に努め、子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるような支援を行うとともに、親も子どもも共に人権感覚が身に付くように努めます。

さらに、人権教育を積極的に推進するために、意欲と実践力にとんだ指導者の養成並びに研修の充実に努めます。この人権教育の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、県及び関係機関との連携を図りながら、広く町民の理解と協力を得て推進します。

平成27年度 新富町の教育

～夢を育み 確かな力をつける 教育の創造～

本年度の最重点施策

新富町教育基本方針

本町の教育は、あらゆる教育の場を通して、教育基本法の理念を踏まえ、人間尊重の精神並びに町民憲章を基調として

- ◇たくましい体
- ◇豊かな心
- ◇すぐれた知性

を備え、郷土に対する誇りをもち、国際感覚にあふれ、社会の変化に主体的に対応できる心身ともに調和のとれた人間の育成を目指します。

このため、学校教育・家庭教育・社会教育の充実振興を図るとともに、生涯にわたって学習が進められるよう、その連携を密にして生涯学習の推進に努めます。

「新教育委員会制度」の準備・運用

新富町第5次

長期総合計画基本目標・基本計画

基本ビジョンテーマ別の目指すべきまちの姿

- 暮らし・環境
- 健康・福祉
- 教育・文化・人づくり
- 産業・経済

学校教育分野

教育総務課の教育施策（概要）

- 1 確かな学力の向上
- 2 小中一貫教育の推進
- 3 「読書のまち新富」の推進
- 4 生徒指導の充実と学校安全の徹底

生涯学習課の重点施策

- 1 読書推進による人づくり・町づくり
 - ・読書を通じて、感受性や豊かな心を育む。
 - ・町民の交流拠点として複合施設の建設、開館準備。
- 2 町民の生きがいづくりの推進
 - ・学習機会を提供し、学習成果の発表機会をつくる。
- 3 豊かな心を育む青少年の育成
 - ・子どもの体験活動の機会を提供する。
 - ・自らが考え行動する子どもの育成を図るため、しんとみチャレンジスクールを活用する。
- 4 文化財の保護活用と文化活動の推進
 - ・文化財の整備と積極的活用
 - ・文化活動の拠点として文化会館事業の充実をはかる。
- 5 生涯スポーツの推進
 - ・ライフステージに応じたスポーツ教室や大会の開設。
 - ・合宿の誘致を進め交流人口の拡大を図る。

社会教育分野

1 確かな学力の向上

- 学力向上を推進する体制の整備
- 一人一人に応じたきめ細かな指導の推進
 - ・学力向上支援員（非常勤講師）の配置と効果的な活用
 - ・適応指導教室「けやき教室」と学校の連携の充実
- 教員の授業力・指導力向上の支援
 - ・「しんとみ学力・授業力向上推進リーダー」による授業改善に係る研究の推進と成果の普及（授業公開等）

2 小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育を推進する体制の整備
- 全中学校区での取組
 - ・小中一貫教育に関する重点取組事項の徹底
- あいさつ・読書活動の推進・家庭学習の充実
- 各中学校区の特徴を活かした取組の推進
- 幼保小連携・接続推進に係る取組の充実

3 「読書のまち新富」の推進

- 図書館を中心とした複合施設の建設
- 学校における読書活動やファミリー読書の促進
- 新図書システムを活用した図書ネットワークの充実

4 「心豊かな人づくり」の推進

- 生涯学習のための環境づくりをすすめる。
 - （上新田コミュニティ広場整備・宿泊施設を備えた漕艇庫の建設）
- 町民の生きがいづくりの推進
 - （生涯学習フェスタや生涯学習講座、スポーツ教室を充実させる。各種スポーツ大会や合宿の誘致を進め交流人口の拡大を図る。）
- 文化財の保護と活用
 - （複合施設資料館の開館準備を進め、文化財の学校授業での活用を図る。）

平成27年4月20日

平成27年度 新富町教育委員会 教育総務課 教育施策

《 最重点施策 》

- 1 確かな学力の向上
- 2 小中一貫教育の推進
- 3 「読書のまち新富」の推進
- 4 生徒指導の充実と学校安全の徹底

《 具体的な教育施策 》（概要版）

1 確かな学力の向上

- 学力向上を推進する体制の整備
- 一人一人に応じたきめ細かな指導の推進
 - ・ 学習支援員（非常勤講師）の配置と効果的な活用
 - ・ 適応指導教室「けやき教室」と学校の連携の充実
- 教員の授業力・指導力向上の支援
 - ・ 「しんとみ学力・授業力向上推進リーダー」による授業改善に係る研究の推進と成果の普及（授業公開等）

2 小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育を推進する体制の整備
- 全中学校区での取組
 - ・ 小中一貫教育に関する重点取組事項の徹底
あいさつ・読書活動の推進・家庭学習の充実
- 各中学校区の特色を活かした取組の推進
- 幼保小連携・接続推進に係る取組の充実

3 「読書のまち新富」の推進

- 学校における読書活動やファミリー読書の促進
- 小中学校読書推進委員会による取組の推進
- 生涯学習課の事業と連携を図った読書活動の推進

4 生徒指導の充実と学校安全の徹底

- 未来を切り開く逞しい人材の育成
- いじめや不登校等、生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・対応
- 学校、教育委員会、役場関係各課、関係機関の連携体制の確立
- 常在危機意識に基づく危機管理体制の確立

《 具体的な教育施策 》（詳細版）

1 確かな学力の向上

- 学力向上を推進する体制の整備
 - ・ 学習習慣の確立
小中で連携した望ましい学習の確立（2分前着席、黙想等の実践）
 - ・ 家庭学習の充実
「新富町の子どもをしっかり伸ばす家庭学習のすすめ」等の活用
 - ・ 小中で連携したサマースクールの実施
 - ・ 学校における基礎学力向上の取組（教科コンテスト等）の実施
 - ・ 教育機器（電子黒板等）の整備と効果的な活用
- 一人一人に応じたきめ細かな指導の推進
 - ・ 学力向上支援員（非常勤講師）の配置と効果的な活用
 - ・ 適応指導教室「けやき教室」と学校の連携の充実
 - ・ 特別支援教育の充実（就学相談や個に応じた支援、関係機関との連携の充実）
- 教員の授業力・指導力向上の支援
 - ・ 「しんとみ学力・授業力向上推進リーダー」による授業改善に係る研究の推進と成果の普及（授業公開等）
 - ・ 教育講演会の実施
 - ・ 教育事務所・教育研修センター等との連携による指導・支援
 - ・ 学校訪問による学校経営への支援及び教員の指導力の維持・向上

2 小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育を推進する体制の整備
 - ・ 小中一貫教育推進委員会の機能を活かした取組の推進
 - ・ 上新田小・中学校における施設一体型小中一貫教育学校の開校に向けた準備
- 全中学校区での取組
 - ・ 小中一貫教育に関する重点取組事項の徹底

あいさつ・読書活動の推進・家庭学習の充実

 - ・ 「新富町の子どもをしっかり伸ばす家庭学習のすすめ」等の活用
 - ・ 学校や地域における「明るく元気なあいさつ」の奨励
 - ・ 朝の読書、読み聞かせなど、学校における読書活動の促進
- 各中学校区の特色を活かした取組の推進
 - ・ 小中で一貫した「目指す児童生徒の姿」の策定
 - ・ 地域の特色を活かした体験活動等における連携
 - ・ 学力向上に向けた小中の連携による一貫した取組の実践
 - ・ 乗り入れ授業や一部教科担任制の研究・試行
 - ・ 小中間の日常的な交流の促進（児童生徒及び教職員）
 - ・ 学校支援ボランティアの計画的な活用
- 幼保小連携・接続推進に係る取組の充実
 - ・ 幼保小連携・接続推進協議会の開催
 - ・ 幼保小連携・接続推進講演会の開催
 - ・ 就学に向けた連携した取組の推進
 - ・ 特別支援教育に係る連携の充実

3 「読書のまち新富」の推進

- 学校における読書活動やファミリー読書の促進
 - ・ 朝の読書、読み聞かせなど、学校における読書活動の促進
 - ・ 授業における学校図書館の効果的な活用
- 小中学校読書推進委員会による取組の推進
 - ・ ファミリー読書の推進
 - ・ 「しんとみ読みがたり」への参加
 - ・ 読書活動に関するアンケートの実施
 - ・ 各種表彰の実施
(読書感想文コンクール、手作り絵本コンクール、多読賞、完読賞)
- 読書センターと学習センターの両機能を生かした学校図書館の運営
 - ・ 購入図書の実と図書室環境の整備
 - ・ 町図書館との連携
- 生涯学習課の事業と連携を図った読書活動の推進
 - ・ 町読書推進委員会との連携
 - ・ 図書支援員(生涯学習課)の派遣による町立図書館との連携
 - ・ 「しんとみ読書だより」の配付と活用
 - ・ 「しんとみ読みがたり」や「生涯学習フェスタ」における連携

4 生徒指導の充実と学校安全の徹底

- 未来を切り開く逞しい人材の育成
 - ・ 「生徒会活動フォーラム」の開催
 - ・ 「中学生海外派遣事業」の実施
- いじめや不登校等、生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・対応
 - ・ 児童生徒理解の深化と積極的な生徒指導の促進
 - ・ 不登校、問題行動等への未然防止及び早期の個別対応の推進
 - ・ 適応指導教室「けやき教室」と学校の連携の充実
- 学校、教育委員会、役場関係各課、関係機関の連携体制の確立
 - ・ 教育委員会、福祉、保健の各課の連携及び警察、福祉事務所、児童相談所、民生児童委員等との密接な連携と情報の共有をととした早期対応
- 常在危機意識に基づく危機管理体制の確立
 - ・ 児童生徒が安全に学校生活を送るための校内環境の整備
 - ・ 大規模災害の発生を想定した日頃の綿密な準備と適切な対応への備え
 - ・ 学校におけるコンプライアンスの推進
 - ・ 保護者や地域の声を積極的に受けとめる体制の確立

課題
これまでの
教育委員会の

いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

10

〈参 考〉

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると思込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると思めるときその他公益上必要があると思めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。